

令和 7 年大府市規則一覧

公布日 令和 7 年 8 月 1 日

- 第 4 7 号 大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
- 第 4 8 号 大府市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第47号

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大府市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年大府市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（教育・保育給付認定の変更申請） 第6条 法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更の認定の申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等<u>支給認定</u>変更申請書（第5号様式）によるものとする。 （利用者負担額に関する事項の通知） 第8条 府令<u>第7条第1項</u>の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（第6号様式）によるものとする。 （教育・保育給付認定の有効期間） 第9条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、<u>60日</u>とする。 2 略 （利用者負担額） 第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及	（教育・保育給付認定の変更申請） 第6条 法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更の認定の申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等<u>教育・保育給付認定</u>変更申請書（第5号様式）によるものとする。 （利用者負担額に関する事項の通知） 第8条 府令<u>第7条1項</u>の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（第6号様式）によるものとする。 （教育・保育給付認定の有効期間） 第9条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、<u>30日</u>とする。 2 略 （利用者負担額） 第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及

改正後	改正前
び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額 <u>当該子どもが大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例（昭和46年大府市条例第14号）第2条に規定する保育所に入所するものとした場合における大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第28号）第5条第1項第2号の規定により算出した保育料の額に相当する額</u> （施設等利用給付認定の有効期間） 第13条の4 府令第28条の5第4号ロの市町村が定める期間は、<u>60日</u>とする。 2 略 （特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の変更申請） 第16条 法第32条第1項又は<u>第44条</u>の規定による確認の変更の申請は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業者確認変更申請書（第13号様式）によるものとする。	び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額 <u>別表に掲げる満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分に応じて同表に定める額</u> （施設等利用給付認定の有効期間） 第13条の4 府令第28条の5第4号ロの市町村が定める期間は、<u>30日</u>とする。 2 略 （特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の変更申請） 第16条 法第32条第1項又は<u>第44条第1項</u>の規定による確認の変更の申請は、特定教育・保育施設特定地域型保育事業者確認変更申請書（第13号様式）によるものとする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第1項及び第13条の4第1項の規定は、この規則の施行の日以後に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定（同法第23条第2項又は第4項に規定する変更の認定を含む。）又は同法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定（同法第30条の8第2項又は第4項に規定する変更の認定を含む。）を受ける者について適用し、同日前に当該認定を受けた者については、なお従前の例による。

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第48号

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年大府市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する 状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する 状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要 する状態	1 1の月に介護に要する費用 を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額（その 額が <u>186,050円</u> を超え るときは、 <u>186,050円</u> ）	常時介護を要 する状態	1 1の月に介護に要する費用 を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額（その 額が <u>177,950円</u> を超え るときは、 <u>177,950円</u> ）

改正後				改正前			
	略	略			略	略	
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u> ）		随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）	
	略	略			略	略	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。